

【課税標準の特例(抜粋)】

根拠規定		特例適用資産	関係法令及び対象者等	特例率	特例適用申請書に添付する必要書類		
条	項号						
法附則 第15条	第25項 (第1～3号)	2号イ：太陽光発電設備	【平成30年4月1日から令和6年3月31日までに取得したもの】 ※経済産業省の認定を受けておらず、かつ再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した設備	1000kw以上 3年間 3/4	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し等		
		1号イ：太陽光発電設備		1000kw未満 3年間 2/3			
		1号ロ：風力発電設備	【平成30年4月1日から令和6年3月31日までに取得したもの】 経済産業省の認定を受けた設備	20kw以上 3年間 2/3	①経済産業省が発行する再生可能エネルギー発電設備の認定通知書(写) ②電気事業者と締結している「電力供給契約確認書」(写)		
		2号ロ：風力発電設備		20kw未満 3年間 3/4			
		2号ハ：水力発電設備		5,000kw以上 3年間 3/4			
		3号イ：水力発電設備		5,000kw未満 3年間 1/2			
		3号ロ：地熱発電設備		1,000kw以上 3年間 1/2			
		1号ハ：地熱発電設備		1,000kw未満 3年間 2/3			
		1号ニ：バイオマス発電設備		10,000kw以上 20,000kw未満 3年間 2/3			
		3号ハ：バイオマス発電設備		10,000kw未満 3年間 1/2			
法附則 第15条	第45項	中小企業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき新たに取得した事業の用に供する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備(償却資産として課税されるものに限る)のうち一定のもの。 ※市の認定については「男鹿まるごと売込課」		【令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得したもの】 中小企業等経営強化法 ・資本金または出資金の額が1億円以下の法人 ・資本金または出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人		取得後 3年間1/2 ※従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合、より有利な特例割合適用有	①先端設備等導入計画書(写) ②先端設備等導入計画に係る認定書(写) ③認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書(写) ④リース契約書(写) ⑤リース事業協会が確認した「固定資産税軽減計算書」(写) ※④と⑤の書類はリース会社が軽減措置を受ける場合に必要となります。
法6条	第1項	租税特別措置法第12条又は45条に規定されている特別償却の適用を受けることができる資産。		【令和3年4月1日から令和6年3月31日までに取得したもの】 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 租税特別措置法第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号の規定の適用を受ける製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業。		取得後 3年間ゼロ	①固定資産税課税免除申請書 ②法人にあっては、法人税法施行規則別表第16の減価償却費の償却額の計算に関する明細書(写) ③設備の所在する家屋全体の平面図 ④課税免除を受けようとする償却資産の明細を明らかにする書類 ⑤事業の用に供した日、取得価格、特別償却の有無を明らかにする書類 ⑥旅館業にあっては、旅館業営業許可(写)
法6条	第2項	半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条に規定する特別償却設備である家屋及び償却資産のうち一定のもの。	半島振興法 半島振興法第2条第1項の規定に基づく指定を受けた本市内において半島振興法第17条及び半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条第3号の規定に基づく施設又は設備を新設し、または増設した者。	初年度 1/10 2年度 1/4 3年度 1/2	①固定資産税不均一課税申請書 ②事業計画書 ③不動産登記簿謄本 ④生産設備明細書 ⑤土地及び工場等建物の平面図		

※「法」…地方税法 「施行令」…地方税法施行令 「施行規則」…地方税法施行規則法令の改正により適用資産、適用期間、範囲などが変更になることがあります。